

内部統制評価報告書審査

審査期間 令和5年5月26日～令和5年8月18日

内部統制評価報告書審査では、市長による内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査しました。

審査の結果、重要な点において内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると判断しました。

●主な意見

(1) 決裁時における確認の徹底について

報告書において重大な不備として記載されていた「期末・勤勉手当等に係る源泉徴収税の納付遅延」及び「静岡市遠距離通学事業補助金の不適切な交付」については、いずれも、決裁文書が回議される過程において、誤りに気付くことができなかったことが、事故を防ぐことができなかった大きな要因となっています。

仮に、担当者が誤った起案をしたとしても、決裁権者までの回議の過程で、記載内容や添付文書の確認が適切に行われていれば、事務事業事故等の発生を未然に防ぐことが可能となります。

コンプライアンス推進課を中心に、「誤りを発生させないための対策」と合わせて、「誤りが発生した場合に、速やかに把握できるようにするための対策」の構築に向け、更なる取組を進めることを望みます。

(2) 押印を不要とした場合の原本性（真正性）の確保について

清水道路整備課で発生した、受注者から提出される完成届出書の職員による偽造について、重大な不備には当たらないとの評価をしていました。

本件のように、職員が悪意を持って行う行為に対しては内部統制上限界があることは理解できますが、本市行政に対する信頼を大きく失墜させた事案であることから、市民の信頼を回復するためにも、押印を不要とした場合の原本性の確保について、早急に検討を進めることを望みます。

なお、「押印廃止後の適切な補完の構築が急務である」ことについては、令和4年度包括外部監査の結果に関する報告書においても記載されていることを申し添えます。